

副 本

乙第4号証

利根川水系工事実施基本計画

平成7年3月

建設省 河川局

利根川水系工事実施基本計画

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダム等への配分 に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	7
(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため に必要な流量に関する事項	15
3. 河川工事の実施に関する事項	15
(1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形、その他 河道計画に関する重要な事項	15
(2) 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理 施設の機能の概要	21
(参考図)	
利根川水系図	27
(参 考)	
主要な地点における高規格堤防の横断形の設計要件となる 高規格堤防設計水位	28
高規格堤防設置区間に係る背水区間が設定される支川と 本川との合流点における高規格堤防設計水位	28
決定及び改定経過	29

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

利根川水系は、その源を群馬県利根郡水上町大水上山に発し、赤城、榛名両山の間を南流しながら赤谷川、片品川、吾妻川、烏川等を合わせ、前橋市付近から流向を南東に変え、栗橋町で渡良瀬川を合わせ、関宿町において江戸川を分派し、さらに東流して鬼怒川、小貝川等を合わせ、波崎地先において霞ヶ浦に連なる常陸利根川を合流し、銚子市において太平洋に注ぐ。

その流域は、東京、埼玉、千葉、茨城、栃木、及び群馬の1都5県にまたがり、面積は16,840km²に及び、我が国の政治、社会、経済、文化の基盤をなし、本水系の治水と利水についての意義はきわめて大きい。

治水事業の沿革は、明治29年の大水害にかんがみ、直轄事業として栗橋上流における計画高水流量を3,750 m³/secとした利根川改修計画に基づき、同33年から第1期工事として佐原～河口間を、同40年に第2期工事として取手～佐原間を、さらに同42年には第3期工事として取手～沼の上間の改修工事に着手した。明治43年の大出水により計画を改定したが、その内容は、利根川については、八斗島における計画高水流量を5,570 m³/secとして築堤、掘削、しゅんせつ等を行い、屈曲部には捷水路を開削し、江戸川については、計画高水流量を2,230 m³/secとして河道の拡幅工事を行い、その流頭部に水閘門を設け、また下流に放水路を開削することなどであり、昭和5年に竣工した。その後、昭和10年及び同13年の洪水にかんがみ、同14年に増補工事に着手した。その計画は、八斗島から渡良瀬川合流点までの計画高水流量を10,000 m³/secとし、渡良瀬遊水地に調節池機能をもたせ800 m³/secを調節することとし、江戸川への分派流量を3,000 m³/secとすることなどであった。しかし、昭和22年9月洪水により大水害を受けたので、治水調査会で計画を再検討した結果、同24年に利根川改修改訂計画を決定した。この計画の大綱は、昭和40年新河川法施行に伴い策定された工事実施基本計画に引き継がれ、その後、昭和48年に計画の一部を改定した。

その内容は八斗島において基本高水流量を17,000 m³/secとし、このうち上流のダム群により3,000 m³/secを調節して河道への配分流量を14,000 m³/secとし、また渡良瀬川及び鬼怒川の合流量は各々渡良瀬遊水地及び田中、菅生、稲戸井各遊水地により本川の計画高水流量に影響を与えないものとし、江戸川及び利根川下流の計画高水流量は各々松戸及び布川において5,500 m³/sec

とするものであった。主要な工事として現在までに利根川上流部では、多目的ダムとして藤原、相俣、園原、矢木沢、下久保および奈良俣の6ダム並びに酸害防止を目的とする品木ダムを完成し、利根川中流部（八斗島～取手）では大規模な引堤工事のほか、堤防拡築、しゅんせつ等を実施するとともに、渡良瀬遊水地の調節池化工事のうち、第1及び第2調節池を完成し、田中、菅生、稲戸井各遊水地についても田中及び菅生を概成し、稲戸井を現在工事中である。利根川下流部（取手～河口）では全川にわたる堤防の拡幅、河積の増大を図るためのしゅんせつ等を実施するとともに塩害防止等を目的とした利根川河口堰を建設した。江戸川については大規模な引堤工事のほか、堤防拡築、しゅんせつ等を実施するとともに、河口部に塩害防止等を目的とした行徳可動堰を建設した。

渡良瀬川については、明治43年8月洪水により藤岡における計画高水流量を $2,500\text{ m}^3/\text{sec}$ として同年改修に着手し、昭和元年に竣功した。次いで昭和13年9月洪水により増補計画として、岩井における計画高水流量を $2,800\text{ m}^3/\text{sec}$ と改定し、主として河積の増大を図るため、堤防のかさ上げ及び引堤を行ってきた。さらに昭和22年9月洪水により、藤岡における計画高水流量を $4,500\text{ m}^3/\text{sec}$ に改定し、主として岩井に分水路を開削することを決定したが、その後流域の開発の進展等にかんがみ、同39年に高津戸における基本高水流量を $4,300\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、このうち上流のダムにより $800\text{ m}^3/\text{sec}$ を調節し、計画高水流量を $3,500\text{ m}^3/\text{sec}$ として、草木ダムの建設を含めた計画を決定した。この計画に基づいて上流部に草木ダムを完成し、河川改修工事として全川にわたり築堤工事等を実施するとともに、中流部の岩井地先に分水路を建設した。

鬼怒川については、昭和元年から大木における計画高水流量を $2,500\text{ m}^3/\text{sec}$ として改修工事を行ってきたが、同13年9月洪水により、上流に洪水調節ダムを建設することなどを含めた増補計画を決定した。その後、昭和24年に利根川改修改訂計画に合わせて、改修工事を行ってきたが昭和48年にさらに過去の降雨及び出水特性を検討し、基準地点石井における基本高水のピーク流量を $8,800\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、これを上流ダム群により $2,600\text{ m}^3/\text{sec}$ 調節し計画高水流量を $6,200\text{ m}^3/\text{sec}$ とする計画を決定し、この計画に基づいて五十里、川俣及び川治の3ダムを完成し、さらに湯西川ダムを建設中であり、このほか河川改修工事として、築堤、護岸等の工事を実施している。

小貝川については、昭和 8 年から黒子における計画高水流量を $450 \text{ m}^3/\text{sec}$ として改修工事を行ってきたが、同 13 年 6、7 月洪水に基づき同 17 年に黒子における計画高水流量を $850 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする計画を決定し、工事を実施してきた。

しかしながら、その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、近年の出水状況から流域の出水特性を検討し、利根川上流の基準地点八斗島における基本高水のピーク流量を $22,000 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、上流ダムで $6,000 \text{ m}^3/\text{sec}$ を調節することを骨子として昭和 55 年に計画を全面改定した。また、小貝川については、昭和 61 年 8 月洪水にかんがみ、昭和 62 年に基準地点黒子における基本高水のピーク流量を $1,950 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、これを遊水地により $650 \text{ m}^3/\text{sec}$ 調節し計画高水流量を $1,300 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする計画に改定した。

さらに、中川については、その後の流域の開発等に鑑み放水路群による洪水調節および総合的な治水対策を骨子とする現計画を決定した。

また、砂防事業については、明治 14 年、榛名白川において直轄砂防事業に、さらに明治 32 年、稲荷川において補助砂防事業に着手して以来、その促進を図っている。特に最近では、荒廃地域の保全をはじめ、土砂災害の防止、貯水池の保全等を図るため、砂防事業を実施している。

河川の利用については、古来、農業用水が主体であり、総かんがい面積約 $260,000 \text{ ha}$ に及び、水力発電としては明治 10 年に鬼怒川支川大谷川に細尾発電所が建設されたのをはじめ、発電所数 83 箇所、総最大出力約 $2,400,000 \text{ k. w.}$ に及んでいる。上水道用水については、大正 15 年に東京都金町浄水場が建設されてから東京都民の上水道源として重要なものとなっている。

近年東京をはじめ各都市の著しい発展に伴い都市用水の需要が激増し、農業用水についても、土地改良事業の一環として相当量の新規用水を必要とし、水資源開発の促進が強く望まれている。

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川工事の現状、砂防・治山工事の実施、水害発生状況及び河川利用の現況（水産資源の保護および漁業を含む。）並びに河川環境の保全を考慮し、また、関連地域における社会経済情勢の発展に即応するよう、首都圏整備計画、利根特定地域総合開発計画、工業整備特別地域整備基本計画、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画、公害防止計画、各県における総合開発計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業、下水道事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持を十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画のもとに、しばしば水害の発生している地域についての対策を

重点として、次のように工事を実施するものとする。

保全に関しては、利根川の八斗島から上流部については、洪水調節により下流の洪水を軽減するとともに各種用水の補給及び発電を行う多目的ダムとして、既設の藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、下久保ダム及び奈良俣ダムのほかに八ッ場ダム、戸倉ダム、川古ダム、平川ダム、栗原川ダム等を建設し、さらに新規ダムの建設について、調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。また、河道については、築堤、護岸等を施工する。

利根川の八斗島から下流部については連続堤防方式とし、全川にわたり堤防の拡築、掘削、しゅんせつ等を行うほか、一部の狭さく部、湾曲部等の引堤工事を行って、河積の増大を図り、さらに護岸及び水制を施工する。併せて、小山川合流点から河口までの区間については、超過洪水対策として高規格堤防の整備を図る。

また、洪水時における支川の合流量を軽減するため、渡良瀬川に対しては渡良瀬遊水地、鬼怒川に対しては田中、菅生、稲戸井各遊水地についてそれぞれ調節池化工事を行う。

渡良瀬川については、上流部に洪水調節等を行う多目的ダムとして既設の草木ダムのほかに南摩ダム、行川^{ナカガ}ダムを建設し、さらに新規ダムの建設について調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。また、上流部については、土砂の流出が多く、かつ、急流であるので、一部霞堤方式により洪水の安全な流下を図り、護岸及び水制を施工し、さらに掘削により河道を整正する。下流部については、堤防の拡築、護岸等を施工する。

鬼怒川については、上流部に洪水調節等を行う多目的ダムとして既設の五十里ダム、川俣ダム及び川治ダムのほかに湯西川ダムを建設し、さらに新規ダムの建設について調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。また、上流部については、土砂の流出が多く、かつ、急流であるので霞堤方式により洪水の安全な流下を図り、護岸及び水制を施工し、さらに掘削により河道を整正する。下流部については、堤防の拡築、護岸等を施工する。

小貝川については、母子島遊水地等を建設するとともに、堤防の新設及び拡築、掘削並びに護岸を施工する。

霞ヶ浦等については、洪水時の湖面水位の上昇を抑制し、かつ、湛水時間を短縮して、沿岸地域の冠水被害を防除し、また、低地地域における洪水のはんらんを防止するため諸対策を行うこととする。このため、既設の常陸川

水門により利根川からの洪水の逆流を防止するとともに、常陸利根川については、引堤、しゅんせつ及び築堤を行い洪水の流下能力を増大させる。また、霞ヶ浦等については、湖岸堤工事等を行うとともに洪水位の低下を図るための対策について調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。

印旛沼については、内水対策を実施するものとする。

江戸川については、主として、腹付けによる堤防の拡幅、掘削及びしゅんせつにより河積の増大と河道の整備を図るほか、行徳可動堰および江戸川水閘門を改築する。併せて、超過洪水対策として高規格堤防の整備を図る。また、流頭部については、分流を計画どおり行うため、分流施設等を整備する。さらに本川及び旧江戸川の河口部については高潮対策を実施する。

中川については、流域が低平地で湛水被害の発生しやすい地域であるので、流域内に遊水地を建設し、さらに、首都圏外郭放水路、綾瀬川放水路等の放水路群を建設し、洪水を調節するとともに、武蔵水路を改築し内水排除を図る。河川改修として上中流部については、しゅんせつ、掘削、築堤等を行って河道の整正と河積の増大を図り、上流部の湛水する区域の排水を図り新中川についてはさらに掘削して洪水の流下能力の増大を図る。さらに綾瀬川放水路等を建設する。また、下流部については、地盤沈下地帯で高潮による被害の危険が大きいので、高潮対策を実施する。さらに、中川流域の著しい都市化の進展に対処するため、流域の保水・遊水機能を適切に確保する等、総合的な治水対策を推進する。

また、各河川の沿川低平地を流下する支川について、内水対策を実施し、内水被害の軽減を図る。

なお、各河川の環境の計画的な保全と整備を図る。

利用に関しては、流域内の各地及び京浜・京葉地域における上水道用水及び工業用水の需要が加速度的に増加しており、土地改良事業に伴う農業用水の需要の増加と相まって、水資源を広域的かつ合理的に開発する必要があるので、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画との調整を図って、本川、渡良瀬川及び鬼怒川の上流に多目的ダム群を建設し、中下流部においては、渡良瀬遊水地総合開発、稲戸井調節池総合開発、北千葉導水、霞ヶ浦開発、霞ヶ浦導水等を実施し、既設の利根川河口堰と合わせて、既得水利の充足等流水の正常な機能の維持を図り、さらに各種用水の補給を行う。

2. 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節ダム等への配分に関する事項

イ. 利根川

基本高水のピーク流量は、昭和22年 9月洪水を主要な対象洪水とし、さらに利根川流域の過去の降雨及び出水特性を検討して、基準地点八斗島において22,000m³/secとし、このうち上流のダム群により 6,000m³/secを調節して、河道への配分流量を16,000m³/secとする。

ロ. 渡良瀬川

基本高水のピーク流量は、昭和22年 9月洪水を主要な対象洪水とし、さらに渡良瀬川流域の過去の降雨及び出水特性を検討して、基準地点高津戸において4,600m³/secとし、このうち草木ダム等により1,100m³/secを調節し、河道への配分流量を 3,500 m³/secとする。

ハ. 鬼怒川

基本高水のピーク流量は、鬼怒川流域の過去の降雨及び出水特性を検討して、基準地点石井において 8,800m³/secとし、このうち上流ダム群により 2,600m³/secを調節して、河道への配分流量を 6,200m³/secとする。

ニ. 小貝川

基本高水のピーク流量は、昭和61年 8月洪水を主要な対象洪水とし、さらに小貝川流域の過去の降雨及び出水特性を検討して、基準地点黒子において 1,950m³/secとし、このうち遊水地により 650m³/secを調節して、河道への配分流量を 1,300m³/secとする。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位：m³/sec)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダム等による調節流量	河道への配分流量
利根川	八斗島	22,000	6,000	16,000
渡良瀬川	高津戸	4,600	1,100	3,500
鬼怒川	石井	8,800	2,600	6,200
小貝川	黒子	1,950	650	1,300

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

イ. 利根川

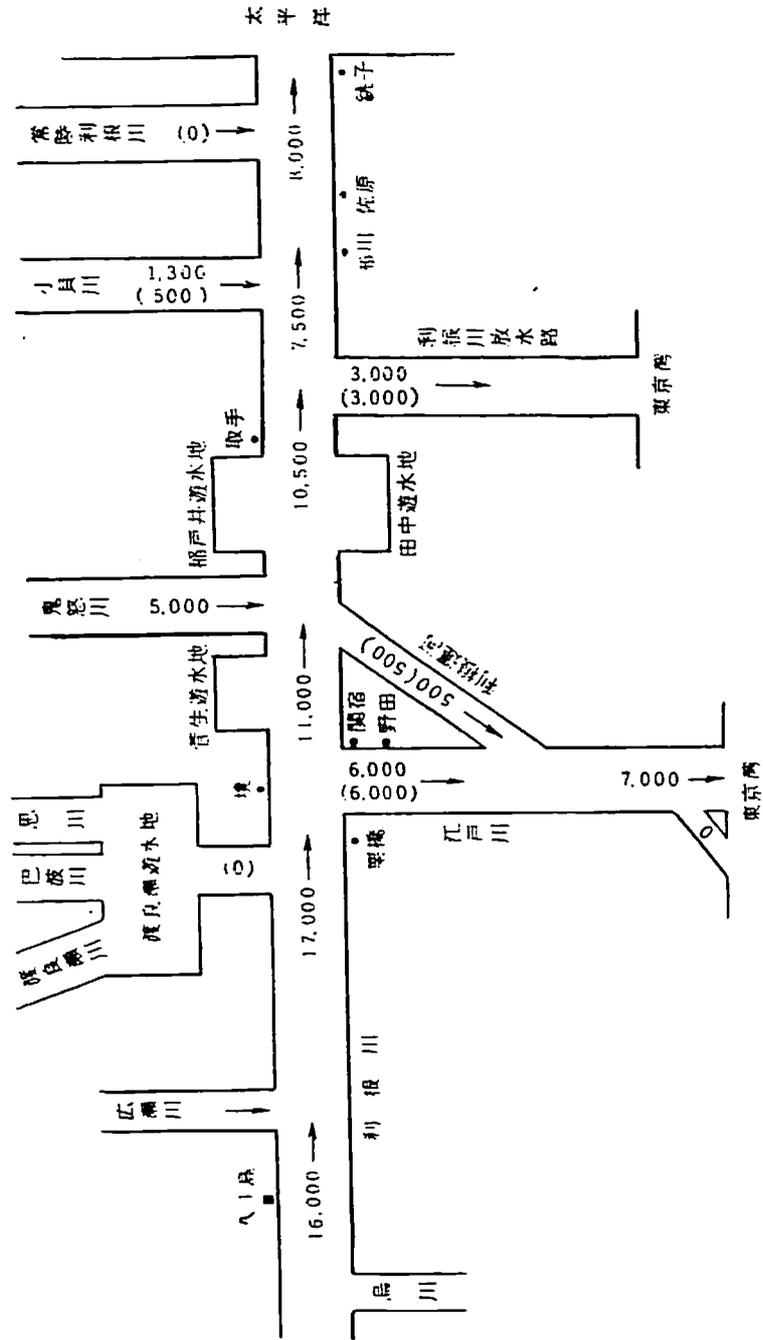
計画高水流量は、八斗島において $16,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、それより下流の広瀬川等の支川合流量 $1,000\text{ m}^3/\text{sec}$ を加え、また、渡良瀬川の合流量は渡良瀬遊水地の調節により本川の計画高水流量に影響を与えないものとして、栗橋まで $17,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。関宿においては江戸川に $6,000\text{ m}^3/\text{sec}$ を分派して $11,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、鬼怒川の合流量は田中、菅生、稲戸井各遊水地の調節により本川の計画高水流量に影響を与えないものとし、また、利根運河に $500\text{ m}^3/\text{sec}$ を分派して、取手においては $10,500\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。その下流において小貝川の合流量 $500\text{ m}^3/\text{sec}$ を合わせ、布川においては $8,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。常陸利根川の合流は出水の状況等から本川の計画高水流量に影響を与えないものとして、河口の銚子まで $8,000\text{ m}^3/\text{sec}$ とする

利根川計画高水流量圖

單位： m^3/sec

() :

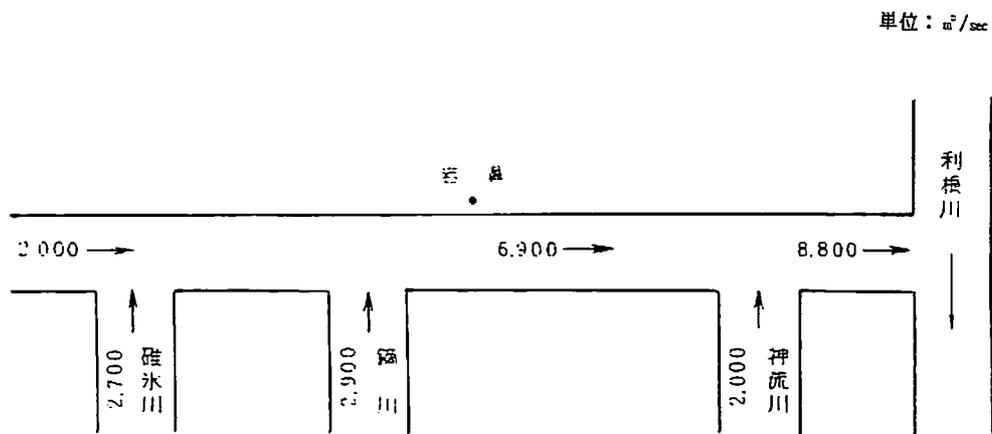
分舍流量



ロ. 烏 川

計画高水流量は、岩鼻において $6,900 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、神流川等の合流量を合わせ、利根川本川合流点で $8,800 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

烏・神流川計画高水流量図

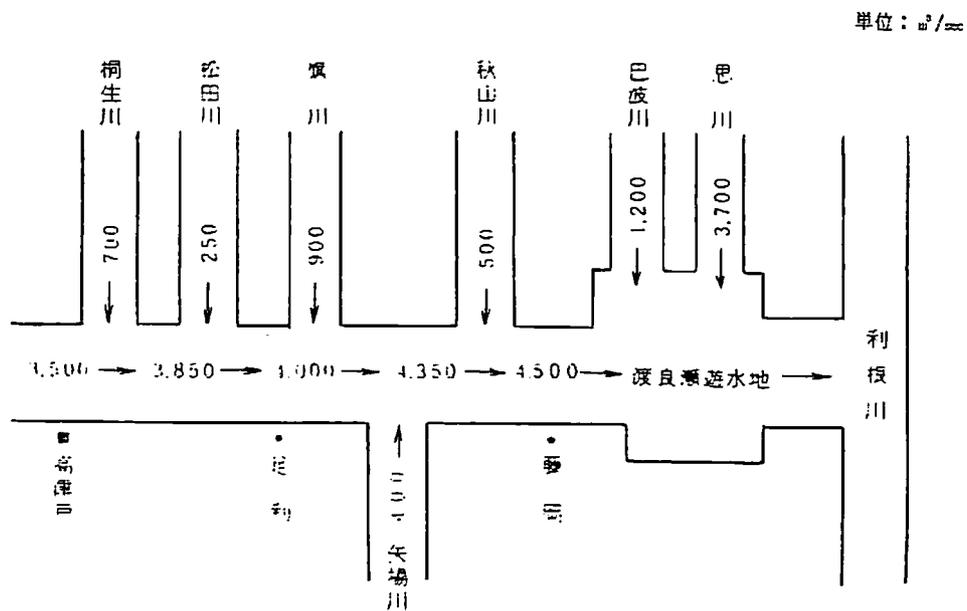


ハ. 渡良瀬川

計画高水流量は、高津戸において $3,500 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、桐生川及び松田川のそれぞれの合流量を合わせ、足利において $4,000 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、さらに旗川及び秋山川のそれぞれの合流量を合わせ、渡良瀬遊水地流入地点において $4,500 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

渡良瀬遊水地に流入する巴波川及び思川の計画高水流量は、それぞれ $1,200 \text{ m}^3/\text{sec}$ および $3,700 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

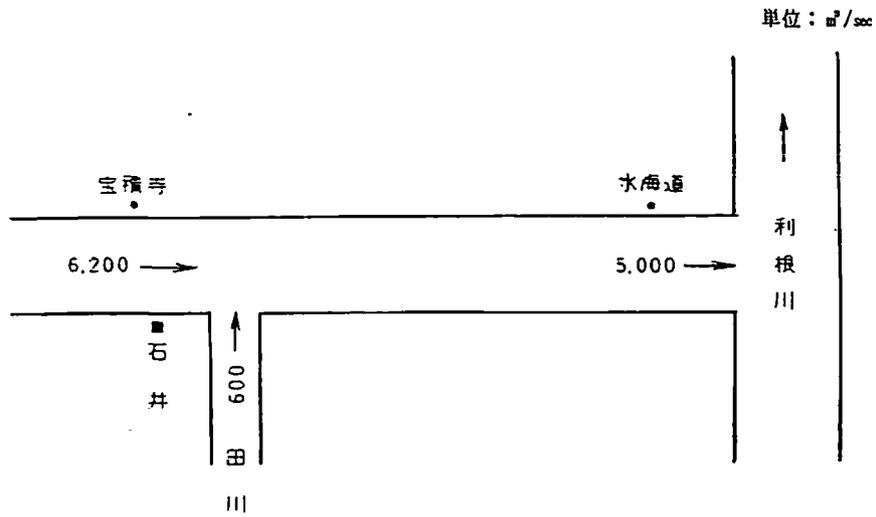
渡良瀬川計画高水流量図



ニ．鬼怒川

計画高水流量は、石井において $6,200\text{m}^3/\text{sec}$ とし、河道低減量及び田川等の残流域の合流量を見込み、水海道地点において $5,000\text{m}^3/\text{sec}$ とし、利根川合流点まで同一流量とする。

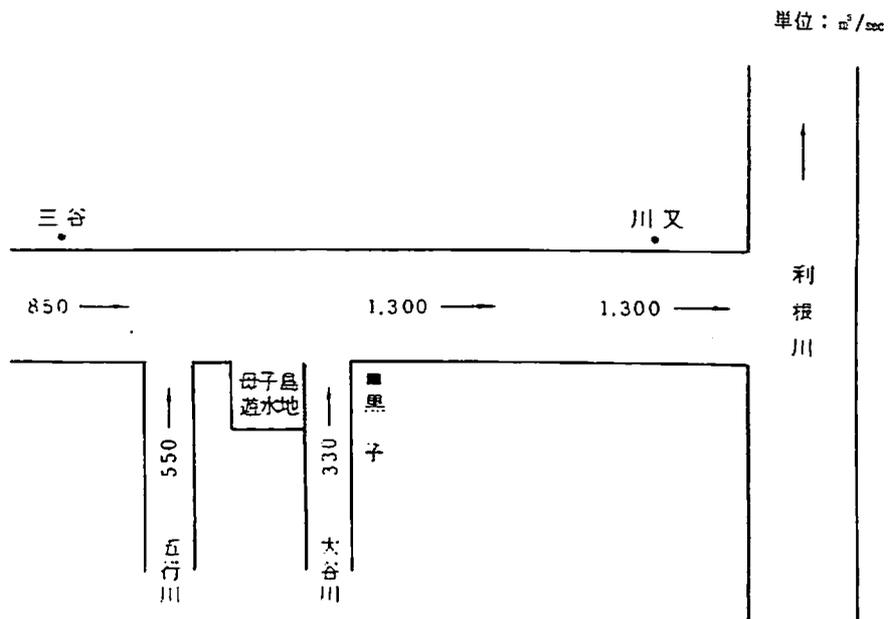
鬼怒川計画高水流量図



ホ. 小貝川

計画高水流量は、三谷において $850 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、五行川及び大谷川のそれぞれからの合流量に母子島遊水地等による調節効果を見込み、黒子において $1,300 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、利根川合流まで同一流量とする。

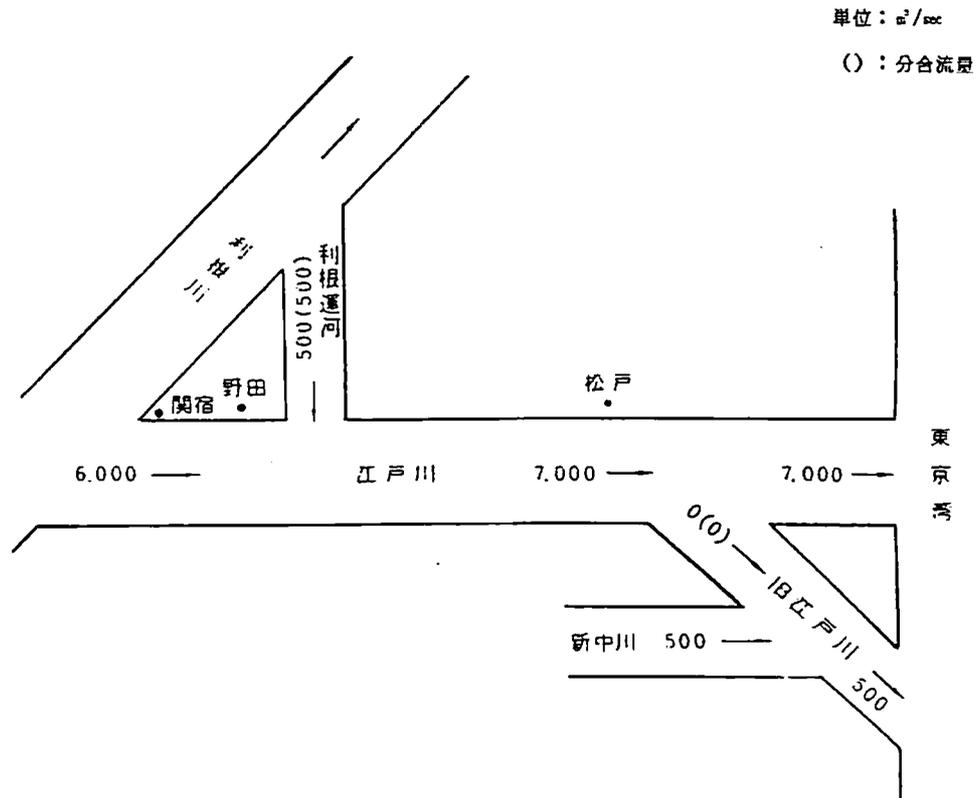
小貝川計画高水流量図



へ. 江戸川

計画高水流量は、関宿において6,000m³/secとし、利根運河の合流量500m³/secと、三郷放水路等の合流量を合わせ、松戸において7,000m³/secとし、河口まで同一流量とする。

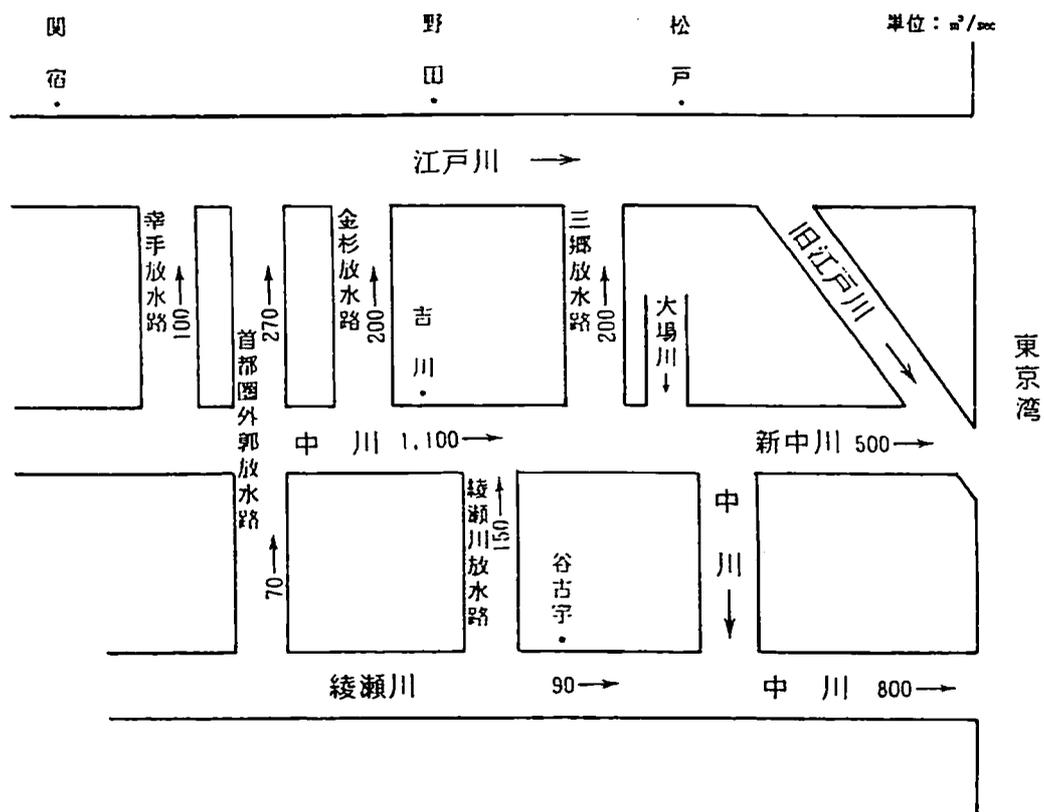
江戸川計画高水流量図



ト. 中 川

計画高水流量は、吉川において $1,100 \text{ m}^3/\text{sec}$ とし、綾瀬川放水路の合流量 $150 \text{ m}^3/\text{sec}$ を合わせ、三郷放水路において高水流量の一部を江戸川に放流する。その後、残流域からの流入量を合わせ新中川に $500 \text{ m}^3/\text{sec}$ を分派し、河口まで $800 \text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

中川計画高水流量図



(3) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

利根川における既得水利としては、農業用水が大部分を占めているが慣行のものが多く、また、還元利用するものもあり、その実態は明らかでない。

しかしながら、減水深、取水量調査、低水流量調査等の結果から推定すると、栗橋から下流において、上水道用水の $7\text{ m}^3/\text{sec}$ 、工業用水の $2\text{ m}^3/\text{sec}$ を合わせ、約 $80\text{ m}^3/\text{sec}$ 程度を確保すれば、ダム等により新たに開発された水利を除いた既得水利の充足はおおむね可能であると考えられる。これに、本川下流部において主として塩害防除に必要な流量 $50\text{ m}^3/\text{sec}$ 及び江戸川河口における維持用水 $9\text{ m}^3/\text{sec}$ を見込み、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は栗橋地点において、かんがい期におおむね $140\text{ m}^3/\text{sec}$ とし、さらにダム等により新たに開発された水利にかかわる水量についてはこれを加えるものとする。

なお、 $140\text{ m}^3/\text{sec}$ のうち江戸川に必要な流量は、 $37\text{ m}^3/\text{sec}$ とする。

3. 河川工事の実施に関する事項

(1) 主要な地点における計画高水位、計画横断形その他河道計画に関する重要な事項

イ. 計画高水位

本水系の主要な地点における計画水位は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離 (km)	計画高水位 (Y. P. m)	摘要	
利根川	穴斗 鷺	河口から	181.5	50.51	
	川 築	"	150.2	27.05	
	築 自	"	130.4	21.00	
	自 飯	"	101.9	13.58	
	飯 希	"	85.3	10.92	
	希 佐	"	76.5	9.38	
	佐 鏡	"	41.0	5.17	
渡良瀬川	鏡 子	"	0.7	2.30	
	子 津	利根川合流点から	56.0	154.81	
	津 筥	"	35.7	39.22	
	筥 草	"	23.4	25.45	
江戸川	草 藤	"	13.0	21.74	
	藤 関	河口から	58.3	17.58	
	関 野	"	39.0	12.84	計画高潮
	野 松	"	19.6	8.13	堤防高
	松 町	"	3.0	※ 4.80	A. P. 800
	町 紗	"	0.0	※ 4.80	A. P. 800
鬼怒川	紗 井	利根川合流点から	75.2	102.08	
	井 鷺	"	46.2	35.32	
	鷺 沼	"	11.0	17.25	
小貫川	沼 谷	"	78.4	55.13	
	谷 子	"	60.4	23.17	
	子 躰	"	7.5	10.55	
常陸利根川	躰 半	"	25.1	2.85	
	半 目	"	4.1	2.85	
節川	目 竹	河口から	30.6	A. P. 4.75	
	竹 和	"	22.4	A. P. 4.08	

注) Y. P.とは堀江量水標零点高 (T. P. - 0.8402m) ※計画高潮位
 A. P.とは壺岸島量水標零点高 (T. P. - 1.1344m)

ロ. 計画横断形

本水系の主要地点における河道の計画横断形及び堤防の計画標準横断形は、次図のとおりとする。

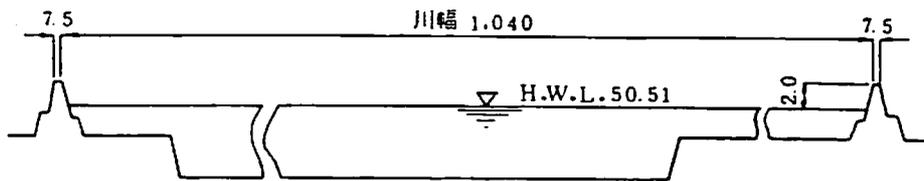
なお、堤防の横断形は、必要に応じて拡幅するものとし、高規格堤防については、超過洪水等に対して破堤による被害を回避するために必要な横断形とするものとする。

と
利根川

縮尺：縦 1/600
横 1/6,000

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.

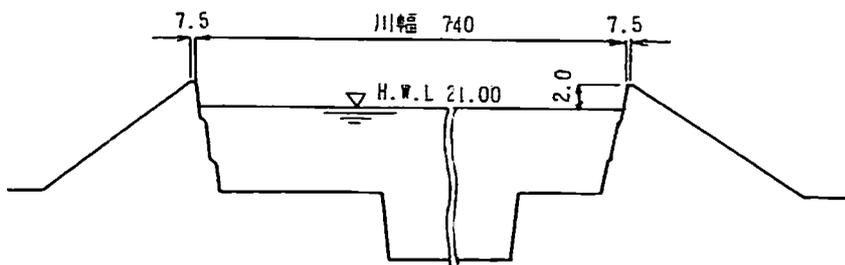
穴斗窟 (河口から 181.5 km)



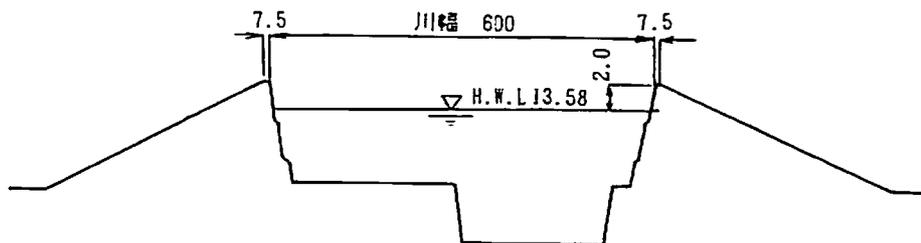
縮尺：縦 1/600
横 1/12,000

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.

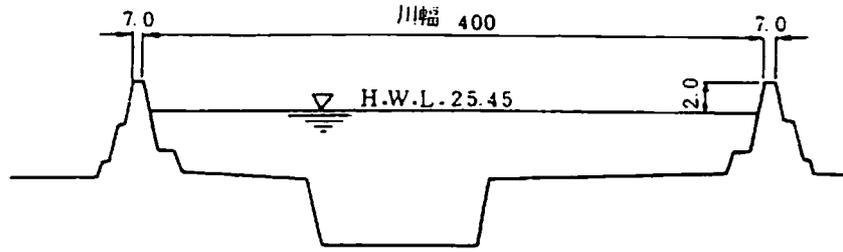
栗橋 (河口から 130.4 km)



月吹 (河口から 101.9 km)



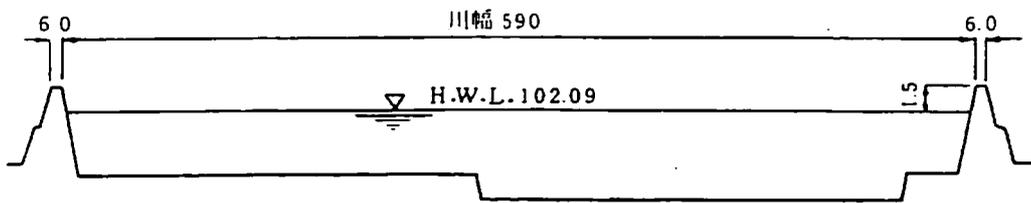
早川田 (利根川合流点から 23.4 km)



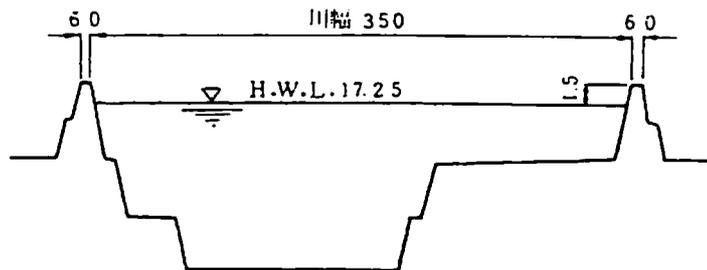
鬼怒川

石井 (利根川合流点から 75.2 km)

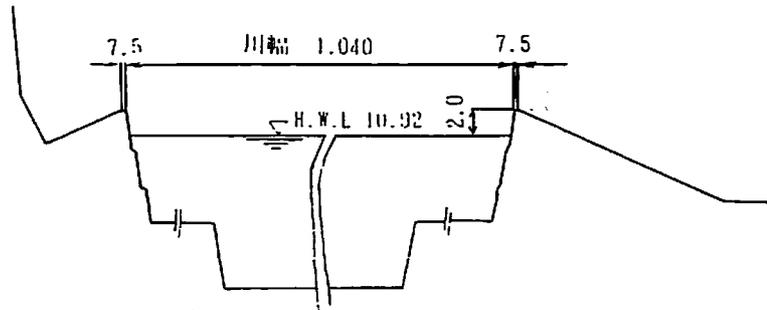
縮尺：縦 1/500
横 1/5,000
単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.



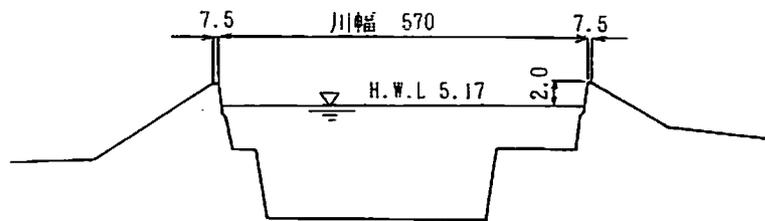
水海道 (利根川合流点から 11.0 km)



取手 (河口から 85.3 km)



佐原 (河口から 41.0 km)

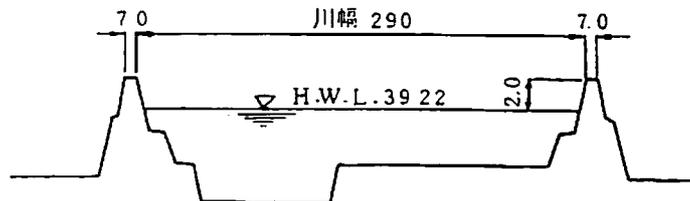


渡良瀬川

縮尺：縦 1/500
横 1/5,000

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.

足利 (利根川合流点から 35.7 km)

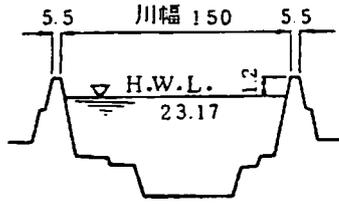


永賀川

縮尺：縦 1/500
横 1/5,000

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.

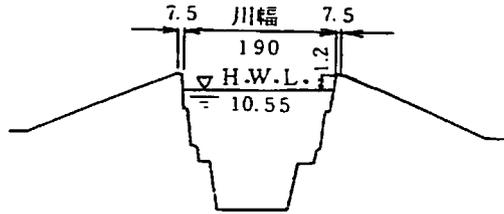
黒子 (利根川合流点から60.4 km)



縮尺：縦 1/500
横 1/10,000

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.

文巻 (利根川合流点から7.5 km)

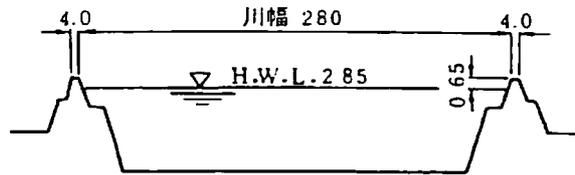


常陸利根川

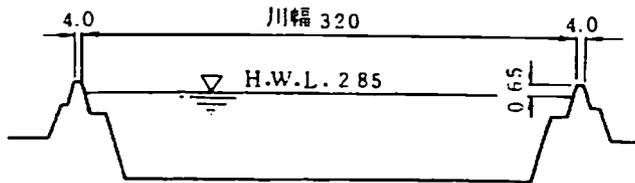
縮尺：縦 1/500
横 1/3,000

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.

牛堀 (利根川合流点から25.1 km)



目川 (利根川合流点から4.1 km)

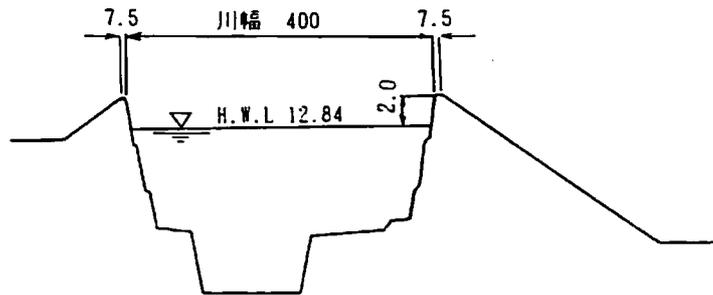


江戸川

縮尺：縦 1/500
横 1/10,000

野田 (河口から 39.0 km)

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：Y.P.

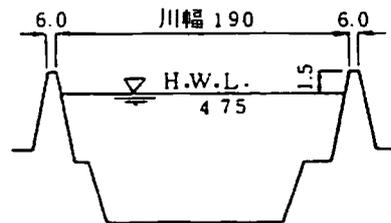


第 川

縮尺：縦 1/500
横 1/5,000

北 吉 川 (河口から 30.6 km)

単位：m
H.W.L.：計画高水位
基準面：A.P.



ハ. 堤防高

堤防高は、計画高水位に、利根川、渡良瀬川及び江戸川については2.0 m、鬼怒川及び中川については1.5 m、小貝川については1.2 m、常陸利根川については0.65 mをそれぞれ加えたものとする。

- (2) 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施工により設置される主要な河川管理施設の機能の概要

イ. 利根川上流部 (八斗島から上流部)

上流部については、多目的ダムとして、既設の藤原ダム、相模ダム、園原ダム、矢木沢ダム、下久保ダム及び奈良俣ダムのほかに八ッ場ダム、戸倉ダム、川古ダム、平川ダム、栗原川ダム等を建設し、下流の洪水調節を図るとともに、各種用水の補給等を行う。しかし、これらのダム群ではまだ計画上洪水調節のため必要とする容量は確保されておらず、ま

た、新規の水需要の増大に対処する必要があるので、さらに新規ダムの建設について、調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。

利根川上流、烏川、神流川等について、築堤、掘削、護岸、水制等を施工して洪水の安全な流下を図る。

吾妻川の酸性河川については、水質を改善して酸害を防止する事業を実施する。

ロ、利根川中流部（八斗島～取手）

中流部については、堤防の拡築、掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工して、洪水の安全な流下を図る。また、小山川合流点から取手地点までの区間、並びに当該区間に係る背水区間のうち別表に掲げる区間については、高規格堤防を整備するものとし、その他の高規格堤防を整備する背水区間については、調査検討のうえ計画を決定する。

渡良瀬遊水地については、周囲の堤防及び思川と巴波川の各流入部の堤防を拡築し、遊水地内においては渡良瀬川、思川及び巴波川の洪水流量を調節して利根川の計画高水流量に影響を及ぼさないようにするために、遊水地内の調節池化工事および掘削工事を実施することにより、洪水調節機能の強化を図るとともに各種用水の補給を行う。また、遊水地内河道及び堤防を保護するための護岸、床固等を施工する。

広瀬川、桃の木川、小山川等については、築堤、護岸等を施工して洪水の安全な流下を図る。田中、菅生、稲戸井各遊水地については、鬼怒川の洪水流量を調節して利根川の計画高水流量に影響を及ぼさないようにするために、これらの3遊水地を一体とした調節池化工事を実施することにより、洪水調節機能の強化を図るとともに、稲戸井調節池については各種用水の補給を行う。

（別表） 小山川合流点から取手地点までの区間に係る背水区間のうち高規格堤防を整備する区間

河川名	区間
小山川	右岸：深谷市上敷免地点から本川合流点
渡良瀬川	左岸：野木町野渡地点から本川合流点 右岸：藤岡町藤岡地点から本川合流点
鬼怒川	左岸：守谷町大木地点から本川合流点

ハ. 利根川下流部（取手～河口）

利根川下流については、川幅はほぼ現状のままとし、腹付け、かさ上げによる堤防の拡築、掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工するとともに、取手地点から河口までの区間並びに当該区間に係る背水区間（別表）については、高規格堤防を整備する。

河口付近の無堤部については築堤、護岸等を施工し、河口部左岸側については河口を維持し、洪水を流下させるため、導流堤を築造して洪水の安全な流下を図る。

さらに水資源開発と合わせて水質浄化、内水対策を行うために、北千葉導水路を建設する。また、印旛沼においては内水排除能力の増大を図るとともに、水質浄化対策等を実施する。

（別表）取手地点から河口までの区間に係る背水区間

河川名	区間
小貝川	左岸：藤代町新川地点から本川合流点 右岸：藤代町宮和田地点から本川合流点

ニ．渡良瀬川

上流部に多目的ダムとして、既設の草木ダムのほかに南摩ダム、行川ダムを建設し、下流の洪水調節を図るとともに、各種用水の補給等を行う。さらに、新規のダムの建設について調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。

河道については、全区間にわたり川幅はほぼ現状のままとし、堤防は一部を霞堤として、腹付け、かさ上げによる堤防の拡築及び掘削を行うとともに護岸及び水制を施工し、洪水の安全な流下を図る。

桐生川、思川、巴波川等については、引堤、築堤、掘削、護岸等を施工し、洪水の安全な流下を図る。

ホ．鬼怒川

上流部については、多目的ダムとして既設の五十里ダム、川俣ダム、川治ダムのほかに湯西川ダムを建設し、下流の洪水調節を図るとともに、各種用水の補給等を行う。さらに新規のダムの建設について調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。

田川合流点から上流部の河道については土砂の流出が多く、かつ、急流であるので霞堤方式により洪水の安全な流下を図り、護岸及び水制を施工し、さらに掘削により河道を整正する。下流部については、堤防の拡築、護岸等を施工する。また、利根川の背水の影響をうける約17kmの区間については、堤防の拡築及び護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

さらに河床の維持のため鎌庭地点に床固めを設ける。

田川等については、築堤、護岸等を施工する。

ヘ．小貝川

小貝川は、緩流河川で流路の湾曲が甚だしく、大谷川合流点から上流部については河積が不足しているため、一部霞堤方式による築堤及び掘削による河道の整正を行い、流下能力の増大を図るとともに、護岸を施工する。中流部については、川幅はほぼ現状のままとし川又地先等の湾曲部及び狭さく部において、低水路のしゅんせつ及び引堤により河積の増大と河道の整正を図るほか、堤防の拡築を行い、さらに護岸及び水制を施工して、洪水の安全な流下を図る。また、母子島遊水地等を建設す

利根川への合流点では、利根川の背水に対して十分安全であるよう、堤防の拡築、河道の掘削及び護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

ト．霞ヶ浦等

霞ヶ浦等については、洪水時における湖面水位の上昇を抑制し、かつ、湛水時間を短縮して沿岸地域の冠水被害を防除し、また、低地地域における洪水のはんらんを防止するため、既設の常陸川水門により利根川から洪水の逆流を防止するとともに、常陸利根川について引堤、堤防の拡築、しゅんせつ及び護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

また、霞ヶ浦の洪水位の低下を図るための対策について調査検討のうえ計画を決定し、工事を実施するものとする。

霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦については、湖岸堤の築造等により、洪水のはんらんを防止するとともに、水資源の有効利用を図る。

さらにしゅんせつ等と合わせ水質改善及び水資源開発を行う霞ヶ浦導水路を建設する。

チ．江戸川

江戸川については、堤防の拡築、高水敷の掘削および低水路のしゅんせつを行って河積を増大し、さらに護岸及び水制を施工して、洪水の安全な流下を図るとともに、利根川分派点から河口までの区間並びに当該区間に係る背水区間（別表）については、高規格堤防を整備する。

また、利根川から分流を計画的に行うため、流頭部の分流施設等を整備するとともに行徳可動堰及び江戸川水閘門を改築することにより、流下能力の増大、塩水の遡上の防止、既得用水の取水の安定化等を図る。さらに行徳可動堰から下流及び旧江戸川については江戸川水閘門から下流にそれぞれ高潮堤防を築造して、下流地域を高潮の被害から防御する。

河川名	区間
利根運河	左岸： 運河水門地点から本川合流点 右岸：

リ．中川

上流部については、流域内に遊水地群を建設して洪水を調節するとともに、洪水の一部を江戸川に排水するため、首都圏外郭放水路等の建設

とともに、荒川に排水する武蔵水路を改築し、排水施設を設ける。河道については、しゅんせつ、掘削、築堤及び護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。中流部については、流域内に遊水地群を建設して洪水を調節する。河道については、古利根川合流点から新中川分派点までの区間について引堤を行い、河積の増大と河道の整正を図るとともに全区間にわたりしゅんせつ、掘削、築堤及び護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。また、洪水の一部を江戸川に放流するため三郷放水路に、排水施設を設ける。下流部については全区間にわたり、掘削、しゅんせつ、築堤及び護岸を施工し、洪水の安全な流下を図るとともに、上平井水門から下流については、荒川左岸堤として高規格堤防を整備する。

新中川については、全区間にわたり掘削、しゅんせつおよび護岸を施工する。

綾瀬川については、流域内に遊水地群を建設して洪水を調節するとともに、掘削、築堤、しゅんせつ及び護岸を施工する。また、洪水の一部を中川に放流するため綾瀬川放水路を建設し、江戸川に放流するため首都圏外郭放水路を建設するとともに、各放水路に排水施設を設ける。さらに、洪水の一部を荒川に排水するための排水施設を設ける。

なお、下流部における高潮区間については、沿岸の人家の密集した低地地域を高潮の被害から防御するため、一部特殊堤を含む高潮堤防を築造する。

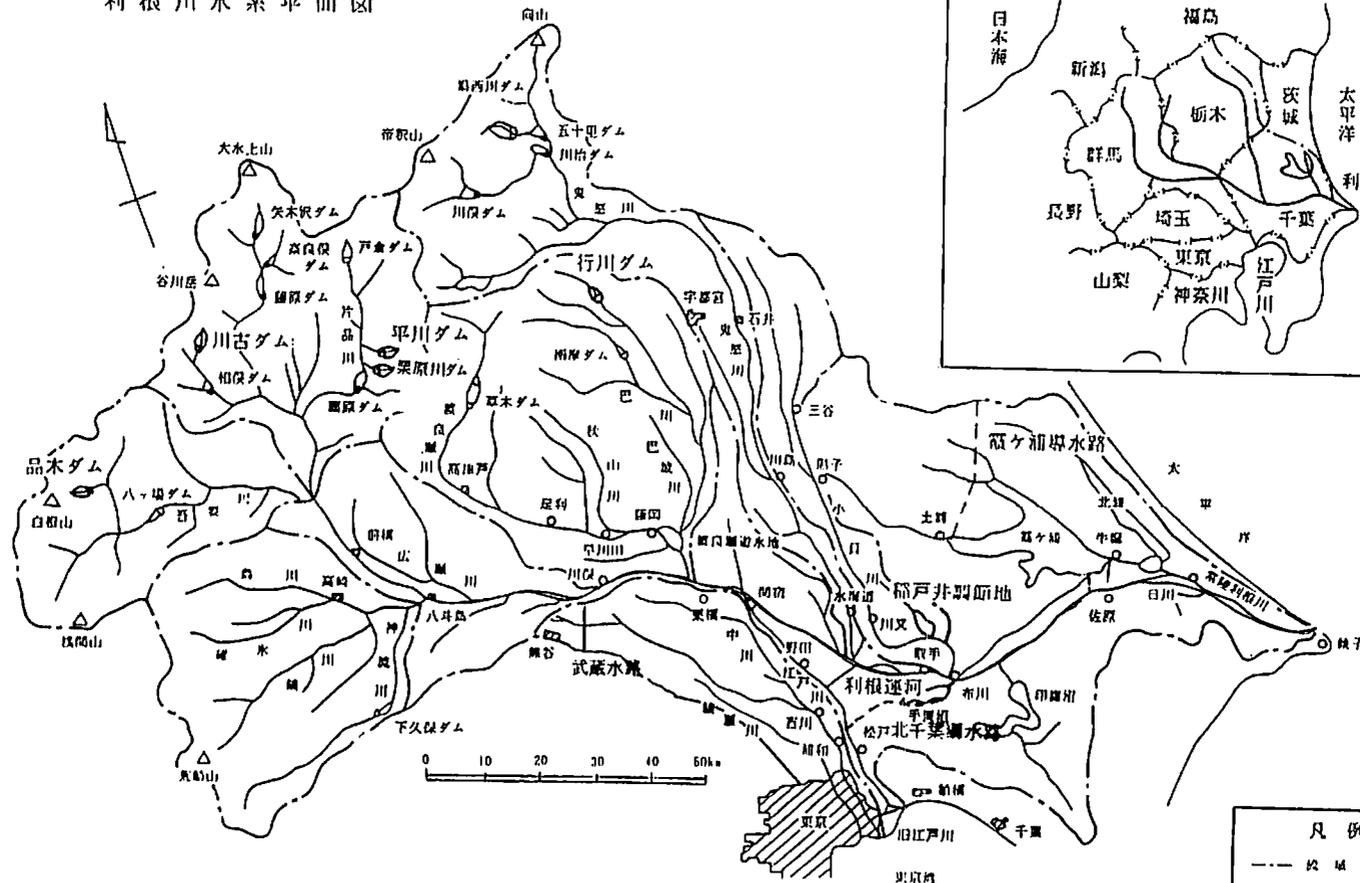
なお、新規の放水路の建設については、調査、検討のうえ計画を決定し工事を実施するものとする。

また、各河川の沿川低平地を流下する支川について、内水対策を実施し内水被害の軽減を図る。

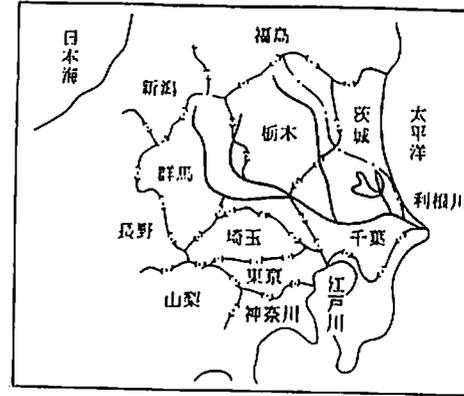
なお、各河川の実環境の計画的な保全と整備を図る。

(参考図)

利根川水系平面図



位置図



- 凡例
- 流域界
 - 基礎地点
 - 主要地点
 - (D) 調整ダム(工事中ダム)

(参 考)

主要な地点における高規格堤防の横断形の設計要件となる高規格堤防設計水位

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	高規格堤防設計水位 Y. P. (m)
利根川	笏 篠	150.2	29.20
	築 篠	130.4	23.15
	自 篠	101.9	15.79
	鼓 手	85.3	13.17
	布 笏	76.5	11.53
	佐 笏	41.0	7.32
	篠 ³ 子	0.7	4.45
江戸川	関 篠	58.3	19.74
	野 篠	39.0	14.99
	秘 戸	19.6	10.28
	奇 勤 ^下	3.0	7.85
	妙 ³ 篠	0.0	7.85

注) Y. P. : 零点高 = 東京湾中等潮位 (T. P.) 零点高 - 0.8402m

高規格堤防設置区間に係る背水区間が設定される支川と本川との合流点における高規格堤防設計水位

支川名	本川合流点の高規格堤防設計水位 Y. P. (m)
小山川	38.68
早川	38.19
石田川	35.93
渡良瀬川	23.76
鬼怒川	14.89
小貝川	12.10
利根運河	13.93

決定および改定経過

決定及び改定経過			
区分	事項	年月日	備考
決定	河川審議会 決定 施行	40. 3. 16	
		40. 4. 28	
		40. 4. 1	
改定第1回	河川審議会 決定 施行	48. 3. 20	鬼怒川のみ部分改定
		48. 3. 31	
		48. 4. 1	
改定第2回	河川審議会 決定 施行	55. 12. 19	
		55. 12. 19	
		55. 12. 19	
改定第3回	河川審議会 決定 施行	62. 8. 31	小貝川のみ部分改定
		62. 8. 31	
		62. 8. 31	
改定第4回	河川審議会 決定 施行	63. 3. 23	高規格堤防について部分改定
		63. 3. 23	
		63. 3. 23	
改定第5回	河川審議会 決定 施行	H4. 4. 7	高規格堤防について部分改定
		H4. 4. 7	
		H4. 4. 7	
改定第6回	河川審議会 決定 施行	H5. 4. 15	中川のみ部分改定
		H5. 4. 15	
		H5. 4. 15	
改定第7回	河川審議会 決定 施行	H6. 6. 8	ダム名等の記載にかか る部分改定
		H6. 6. 8	
		H6. 6. 8	
改定第8回	河川審議会 決定 施行	H7. 3. 30	ダム名等の記載にかか る部分改定
		H7. 3. 30	
		H7. 3. 30	